

実験系廃棄物・不要な化学物質を含む廃棄物の処理方法 (R4年版)

<担当> 廃棄物の管理及び処理について 環境安全研究管理センター(内線8974)
 契約内容について 財務部契約課役務係(内線6237)

実験系廃棄物
不要な化学物質を含む廃棄物

無機廃液? (有機物NG)

NO

有機廃液? (金属NG)

NO

地区一括処理
 廃試薬・汚泥・不明廃液・廃器具・
 蛍光灯・電池など水銀含有物 など

- YES
- シアン系廃液**
pH>10.5で貯留。
 - 写真系廃液**
現像液と定着液は別々に貯留。
 - 重金属系廃液**
有機物の混入は避ける。
酸とアルカリは別々に貯留。
 - 強酸系廃液** **強アルカリ系廃液**
pH ≤ 2.0 pH ≥ 12.5
 - 弱酸系廃液** **弱アルカリ系廃液**
pH > 2.0 pH < 12.5
- 上記で18L以上(試薬は除く)

NO
少量

- YES
- 特殊引火物含有廃液**
消防法の危険物第四類特殊引火物に該当する溶剤
(エーテル、ペンタン、二硫化炭素、アセトアルデヒドなど)
 - 非極性廃液**
灯油と混合できる溶剤(ベンゼン、トルヘン、ヘキサ
ン、酢酸エチル、機械油など)
 - 極性廃液**
水と混合する溶剤(メタノール、エタノール、アセトン、
テトラヒドロフランなど)
 - 含ハロゲン廃液**
ハロゲンを含む溶剤(ジクロロメタン、クロロホルム、
四塩化炭素など)
 - 含水有機廃液**
水と含む溶剤(上記極性廃液で水を含むもの)
- 上記で18L以上(試薬は除く)

地区一括処理委託を利用
(各部局会計係が取りまとめ、
契約課役務係で契約、
委託業者が処理) ※
or
個別で専門業者に委託

※ R2年度より、区分により回収
・排出方法等変更になってお
ります。各部局会計係にお
問合わせください。

NO
少量

受益者負担

～排出時の留意点～
 大阪大学のガイドライ
 ンに従って安全に留
 意して排出すること。
 また、廃液は同ガイド
 ラインに定める貯留
 区分に分別して排出
 すること。

YES **大学で負担**
 全学一括処理委託(月1回)を利用
 (環境安全研究管理センターが統括、契
 約課役務係で契約、委託業者が処理)

YES **受益者負担**
 全学一括処理委託(月1回)を利用
 (環境安全研究管理センターが統括、契
 約課役務係で契約、委託業者が処理)

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/yellow/org/org.htm>

環境安全研究管理センターHP参照：
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/yellow/inorg/inorg.htm>